

○寒川町公共施設再編計画進行管理委員会設置要綱

平成29年7月19日

改正

令和2年10月14日

令和3年3月24日

(設置)

第1条 寒川町公共施設再編計画（人口の減少、施設の老朽化等に備え、公共施設の更新費用を含めたコスト削減とサービス水準の維持の両立を目的に、施設再編の実施事項等を取りまとめた計画をいい、以下「計画」という。）の進行について検証し、必要な助言、提言等を行うため、寒川町公共施設再編計画進行管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寒川町自治会長連絡協議会から推薦を受けた者
- (4) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会から推薦を受けた者
- (5) 寒川町教育委員会から推薦を受けた者

(任期)

第3条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、公募委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号）第4条第3号の規定によるものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財産管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、町長が計画を公表した日の属する年度の翌年度の4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員会の委員の選任のために必要な行為その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年10月14日）

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則（令和3年3月24日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。